

令和3年第3回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和3年3月11日、14時00分に朝倉老人福祉センター会議室において、第3回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松田 勝久

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田 勝久
係長	中村 敬一郎（欠席）
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大 山 豊 揚

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和3年第3回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に8番森部委員、9番武井委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

5ページまで26件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から26番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手のうえ、議席番号と名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第1号を終わります。

6ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求
めます

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

13番田中委員

13番挙手

議 長 13番田中委員。

13番 (田中委員) 報告番号1番について、説明いたします。

届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、現況はレ
ンコン田で水はけが悪いため、80cm盛土して畑として使用するものです。排水について
は地下浸透及び水路への自然流下です。隣接地所有者の承諾も得てあります。作付予定は野
菜です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第2号を終わります。

議 長 7ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)につ
いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明
議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手
議 長 農業振興課
農業振興課(大山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
10ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお
願ひします。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となり
ますよろしくお願ひいたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の10番手島
委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいた
します。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の10番手島
委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいた
します。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の13番田中
委員、25番平田委員を指名いたします。
次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいた
します。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の10番手島
委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。
次に審議番号5番について事務局の説明を求めます
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいた

- します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の12番畑委員、34番田中委員を指名いたします。
次に審議番号6番について事務局の説明を求めます
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の9武井委員、30山下委員を指名いたします。
審議番号1番から6番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から6番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
12ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。16ページまで14件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
5番挙手
- 議 長 5番手嶋委員
5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は2名おられますが、〇〇さんは病気のため、△△さんは高齢のためです。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
3番挙手
- 議 長 3番田中委員
3番 (田中委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与、権利移転の理由は、祖父から孫への贈与。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議長
15番

15番穴見委員

(穴見委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願いします。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議長

審議番号3番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議長
15番

15番穴見委員

(穴見委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、親から子への贈与です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議長

審議番号4番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議長
15番

15番穴見委員

(穴見委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議長

審議番号5番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番挙手

議 長 10番手島委員

10番

(手島委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は譲受人に永年、耕作してもらっていたため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長

審議番号6番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次の、審議番号7番及び審議番号8番は、競売参加に係る買受適格証明願に対する資格審査となります。

それでは、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番挙手

議 長 14番櫻木委員

14番

(櫻木委員) 審議番号7番について説明します。この案件は、競売参加に係る買受適格証明願に対する資格審査です。譲受人・申請人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は競売、権利移転の理由として譲受人・申請人は経営拡大。譲受人〇〇さんは、福岡の方に1.5ha程度の農地を所有しギンナンの栽培を行っていたところ、平成29年の豪雨災害で農地が被災してあります。また、田主丸にも10a農地を所有してあり、申請地ではパル柑やスイートスプリングの作付けを希望してあります。農地法第3条第2項には該当いたしません。競売参加資格について問題はないと思います。

ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長

審議番号7番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号7番について競売参加に係る買受適格証明書の発行をすることを許可します。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合には農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可するものとします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番挙手

議 長 14番櫻木委員

14番

(櫻木委員) 審議番号8番について説明します。この案件も審議番号7番と同じく、競売参加に係る買受適格証明願に対する資格審査です。譲受人・申請人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は競売、権利移転の理由として譲受人・申請人は経営拡大。申請人は久留米市在住で、大庭でハウス20棟を営し野菜の作付けを行ってありますが、最近の豪雨でハウスが冠水し耕作に支障が発生したため、この土地の取得を希望されています。農地法第3条第2項には該当いたしません。競売参加資格について問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番について競売参加に係る買受適格証明書の発行をすることを許可します。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合には農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可するものとします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番挙手

議 長 1番藤原委員
1番 (藤原委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番挙手

議 長 8番森部委員
8番 (森部委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番挙手

議 長 13番田中委員
13番 (田中委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、親から子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番挙手

議長
13番

13番田中委員

(田中委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は相手方の要望。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議長

審議番号12番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番挙手

議長
16番

16番林委員

(林委員) 審議番号13番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農。なお、この土地は既に譲受人が借りて耕作を行っていますが、遠い親戚になるそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議長

審議番号13番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番挙手

議長
18番

18番伊藤委員

(伊藤委員) 審議番号14番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農。この土地は後で審議する5条の審議番号8番の案件の隣接地です。譲受人は建設業を営んでありますが、農業も行っており、この土地で農業を行い、5条で取得する土地は資材置場として使用されるそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしく願います。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議長

審議番号14番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時16分まで休憩します

(休憩 14時35分→15時16分)

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。
17ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局
(松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番及び審議番号2番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議長 議長を交代しました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議長 19番後藤委員
19番 (後藤委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は貸露天駐車場の整備、転用の理由は賃料収入を得るため、貸露天駐車場を整備するものです。なお、駐車場は〇〇〇〇〇〇へ貸付を行うそうです。区長及び隣接地所有者との合意は得てあります。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議長 19番後藤委員
19番 (後藤委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は共同住宅2棟及び貸家住宅1棟の建設、転用の理由は賃料収入を得るため、共同住宅と貸家を建設するものです。生活排水については、下水道接続、雨水は水路へ放流することで区長及び隣接地所有者と合意が成立しています。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました

18ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局

事務局

(松尾) 議案朗読をもって説明。20ページまで10件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議長

事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議長

15番穴見委員

15番

(穴見委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水は合併浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等の処理については側溝へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしく願います。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号1番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議長

15番穴見委員

15番

(穴見委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は飼料を運搬する大型車の待機駐車場が不足しているため、隣接地に整備するもの。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水等は水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしく願います。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員

(「ありません。」)

議長

審議番号2番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

審議番号3番及び審議番号4番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設するもの。以前、4条申請がなされてありましたが、途中で売買が行われたため始末書が添付されています。農地法の運用は、宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、区長及び隣接者の承諾も得てあります。また、生活排水は合併浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等も水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

議長

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲2区画の整備、理由はこの地域は、住環境が良く、周囲の宅地化も進んでいるため、宅地分譲を行うものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、生活排水は下水道へ接続し雨水等は水路へ放流することで農事組合長及び隣接者の承諾も得てあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番挙手

議長

11番手島委員

11番

(手島委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は宅地拡張、理由は平成18年に農家住宅

を建築した際に、隣接農地にはみ出して建設したため、整理するものです。なお、この件に関して、始末書が添付されています。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番挙手

議長 13番田中委員

13番 (田中委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は宅地拡張、理由は母が相続した住宅を借りるに際し、敷地が狭いため拡張するもの。なお、既存宅地は368.26㎡です。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次の審議番号7番は、競売参加に係る買受適格証明願に対する資格審査となりますので落札後、当該証明書の交付時と同じ内容で5条許可申請が出された場合は、今回の審議をもって、その審議に換えさせていただきます。それでは審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番挙手

議長 14番櫻木委員

14番 (櫻木委員) 審議番号7番について説明します。この案件は競売参加に係る買受適格証明願に対する資格審査です。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は競売。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は会社の従業員用駐車場が不足しているため、整備するもの。なお、駐車場の台数は19台です。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水等は水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。また、先程ビデオで見られたと思いますが、譲受人は隣接する建物を既に購入しており、そこに外国人研修生を住ませるそうです。競売参加資格について問題はないと思います。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

10番挙手

議長 10番手島委員

10番 (手島委員) 資格審査ということですが、申請人が適格かという審査でしょうか。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(松田) ご説明いたします。競売の参加に関する買受適格証明願ということですので、この土地に関して、裁判所が競売を行いますので、入札が行われることになっています。それで、先にもありました3条の2件と、この5条の件を含め、3名の方が入札に参加することについて、問題はないという証明を農業委員会が出すこととなります。3条の場合は農地の取得ですから最低取得要件を満たす必要がありますが、5条の場合は転用目的での取得ですので、その入札に参加することについて、問題はないという証明ということとなります。今後、裁判所が行う入札に、一番高い金額を提示された方が落札されることとなります。以上が一連の流れとなります。

10番挙手

議 長
10番

10番手島委員

(手島委員) 結局、人の審査というより、この土地が転用できるかどうかということでしょうか。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(松尾) 今回の5条申請に関しましては、第1種農地となっていますので、第1種農地は、皆様ご存じのとおり、転用に関しては、かなり制限がございます。第1種農地でできるのは、集落接続、敷地拡張といったところですが、今回の申請人に関しましては、三連水車の里を含めた集落で、三連水車の里の反対側に会社がありますので集落接続に該当しますが、この集落に会社がないところが5条申請で駐車場や資材置場で取得したいという申し出がありました。第1種農地の申請要件にあたらなため、お断りした案件もございます。そういった方を除き、今回5条で取得できる方、可能性のある方ということで提案させていただいています。

議 長

10番手島委員よろしいですか

10番挙手

議 長
10番

10番手島委員

(手島委員) わかりました。

議 長

他に質問や意見はありませんか。

8番挙手

議 長
8番

8番森部委員

(森部委員) この件の登記地目は田、現況地目は雑種地ですが、14ページの3条申請は、登記地目、現況地目ともに田となっているが、同じ土地なのにどうということなのか、説明をお願いします。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(松尾) 現在、固定資産税の課税は雑種地でされています。現状は、ビデオでご確認されたとおり、雑種地となっています。3条申請も現況地目を雑種地とするべきかと思いますが、3条で取得される方は農地に復旧して使用することとなりますが、取得後、農地に戻すこととなりますので、このような記載をしたところですが、雑種地と記載したほうが適切なのかと反省しております。申し訳ございません。

8番挙手

議 長
8番

8番森部委員

(森部委員) 現況地目は、事務局で判断するのでしょうか。

事務局挙手

- 議 長 事務局
事務局 (松尾) 現況地目については、通常は固定資産税の課税地目を記載しています。今回の案件でご説明いたしますと、審議番号3番の現況地目を宅地と記載しておりますが、税務課の地目変更は、1年に1回しか行われませんので、税務課の課税台帳は畑のままですが、ビデオでご覧いただいたとおり、既に宅地となっているのを確認していますので宅地と記載しています。通常は、税務課の課税地目を記載していますが、現地調査等で現況が変わっているものについては、事務局の判断で変更しています。
- 議 長 8番森部委員よろしいですか。
8番挙手
- 議 長 8番森部委員
8番 (森部委員) わかりました。
議 長 他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番について競売参加に係る買受適格証明書の発行をすることについては承認します。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合には、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、承認するものとします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。
18番挙手
- 議 長 18番伊藤委員
18番 (伊藤委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸露天駐車場の整備、理由は経営する会社の資材置場が不足しているため、整備して会社に貸すものです。なお、申請地は道路の高さまで地上げをされるそうです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水等は水路へ放流することで隣接者全員及び水利組合と合意が成立しています。
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。
18番挙手
- 議 長 18番伊藤委員
18番 (伊藤委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は隣地に障がい者就労支援施設を建設するが駐車場が不足するため、整備するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、一体開発、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。なお、この計画については地元への説明等もされてありますし、区長の承諾も得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 「ありません。」

議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
2番挙手

議 長 2番樋口委員
2番 （樋口委員）審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は市営住宅7戸の整備、理由は災害からの復興の取組として、被災した市民や松末地区に移住・定住を希望する方向けに定住促進住宅を整備するものです。市営住宅は今年の5月1日から着工して4戸を建設し、それが埋まり次第、残り3戸の着工をするそうです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。なお、生活排水は合併浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等も水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 「ありません。」

議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。
21ページをお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 （岩切）審議番号1番から3番については、推進機構からの買入れです。審議番号4番から7番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から7番までの各計画につきましても、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から7番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号1番から7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。
23ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。3件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号1番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議 長

議長を交代しました。

議 長

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員

19番挙手

議 長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第2種農地ですが20年以上前から宅地課税されてあります。今回、非農地判断の申請が出されたものです。地元区長の確認も得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議 長

議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番挙手

議 長

7番原野委員

7番

(原野委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第1種農地ですが20年以上前から宅地課税されてあります。地元区長の確認も得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番挙手

議 長

17番樋口委員

17番

(樋口委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域内農地、平成29年7月の九州北部豪雨災害により被災したため、非農地とすることについては、農業振興課と協議が成立しています。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

全委員
議長

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:00)